

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年9月3日
照会部署名 松戸年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター
(厚生年金適用調査課長) 大石 裕章
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 山本

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—068	本部受付番号 No. 2010—960
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

法令違反の疑いがある事業所の適用（任意）可否及び認可基準について

(内容)

1. 非法人の医療機関（個人開設のクリニック）より事業主が医療機関の開設者（院長）である新規適用届（任意適用）が提出されたが、テナントとして入居しているビルのオーナーよりクリニックの運営に関する賃金の支払いがあり常用的な使用関係が判明した。
「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日）（総第5号・指第9号）」によると「医療機関の開設者が他の第三者を雇用主とする雇用関係にないこと。」とされており、上記医療機関は、医療法に違反していると疑われることになるが、マニュアル上添付が必要な書類に問題がなければ新規適用（任意適用）しても差し支えないか。
2. また、新規適用届を受理した際に医師法等、免許、許認可制である業種の根本となる諸規定の確認が必要か、確認が必要ならば具体的にどういった確認

(添付書類)が必要か、違反していると疑われる場合の対応についてあわせてご教示願いたい。

〈対応案〉

1. ビルのオーナーが事実上の事業主で医療機関の開設者（院長）を雇っている場合、医療法の違反と疑われるが、マニュアル上添付が必要な書類に問題がなければビルのオーナーを事業主とした適用事業所（任意適用）としても差し支えない。
ただしあきらかに法令違反と判断できる場合は、処理を保留し関係部署に通報する。
2. ①医師法等、免許、許認可制である業種の根本となる諸規定の確認はマニュアル上添付する必要がないので確認は、不要だが事実が判明したものについては、関係機関に通報する。
②医師法等、免許、許認可制である業種の根本となる諸規定の確認は必要なのでマニュアルの改定をする。

（ブロック本部回答）

マニュアル上添付が必要とされる書類に問題がなければ適用して差し支えない。
また、年金機構の管轄外のことで法律違反があきらかな場合の対応については、法令遵守の観点からも関係部署へ通報すべきであるが、方法等について諸規定等で示されていないので、同様に諸規定等で示されていない上記②の医師法等、免許、許認可制である業種の根本となる諸規定の確認が必要かについてと合わせて機構本部へ照会していただきたい。

回答日 平成22年9月17日
回答部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 満男
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

任意適用を認可する場合の基準は、昭和38年7月25日保発第23号により示されており、それによると、

- (1) 認可申請に係る事業所と被保険者となるべき者との使用関係が明確であり、かつ、安定しているものについて認可することとし、擬装雇用等、実体的要件を欠くものについて認可することのないよう注意すること。
- (2) 過去における公租公課の納入の状況等からみて、保険料の滞納が生ずるおそれが大であると認められる事業所については認可しないこと。
- (3) 略

とされている。よって、原則として、任意適用の際にはマニュアルに掲載されている書類に問題がなければ任意適用して差し支えない。

ただし、任意適用の届出は事業主が行うことされており、当該業務処理において事業主の特定は重要な点であるが、ご照会の件に関しては、事業主とされた者（院長）が健康保険・厚生年金保険法でいうところの事業主に該当せず、また、健康保険・厚生年金保険法でいうところの本来事業主であるべき者（ビルのオーナー）を事業主とした場合には医療法違反が疑われるケースであるため、法令遵守の観点から、当該処理を行う前に、院長やビルのオーナーに対して医療法違反の可能性があるため関係機関へ照会の上確認するよう説明し、場合によっては関係機関に対して通報する必要があると思料する。

なお、社会保険諸法令以外の法令に違反している可能性があり、関係部署へ通報する必要があると判断された場合には、その都度、関係機関へ照会されたい。

回答日 平成22年11月12日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上